

北朝鮮当局による「日本人拉致問題」 学習資料集



【拉致問題啓発ポスター（政府 拉致問題対策本部）】

<資料内容>

- 1 「日本人拉致問題」について
 - 2 新潟県に關係する拉致被害者等の状況
 - 3 拉致問題の主な動き
 - 4 拉致問題の取り扱いに関する法令等
 - 5 主な学習資料及び国や本県の事業等について
 - 6 「日本人拉致問題」の学習における指導上の留意点
- 人権教育学習指導例
小学校、中学校、高等学校
 - 参考資料等

「ブルーリボン」

ブルーリボンは、拉致被害者の方々と、その御家族を国境なしに結んでいる「日本海の青」と「空の青」をイメージしています。ブルーリボンを身に付けることで、一日も早い拉致問題の解決を願う気持ちを示すものです。

（「拉致問題啓発パンフレット令和元年度改訂版」新潟県より）

1 「日本人拉致問題」について

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。北朝鮮当局は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年（平成14年）9月の第1回日朝首脳会談において、初めて日本人拉致を認めて謝罪しました。

日本政府が北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているのは17人です。このうち5人（本県関係者3人）は、2002年（平成14年）10月に帰国を果たし家族と再会することができました。しかし、残りの12人については、帰国できないままです。北朝鮮当局は、本県に関係する横田めぐみさんを含む8人は死亡、本県出身の曾我ミヨシさん（曾我ひとみさんの母）を含む4人は未入境であると主張しています。

北朝鮮当局から提供された情報及び物的証拠には、横田めぐみさんの遺骨とされた骨の一部からめぐみさんのものと異なるDNAが検出されるなど、多くの疑問点がありました。そのため、日本政府は、被害者は生存しているという前提に立って被害者の即時帰国と納得のいく説明を行うよう北朝鮮当局に求めています。この他にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できないとされる875人（令和2年8月1日現在、警察庁ホームページ「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」（<https://www.npa.go.jp/bureau/security/abduct/list.html>）より）のうち、本県に関係する失踪者は27人もおり、現在も政府や警察をはじめとする関係機関が調査・捜索を進めています。

北朝鮮当局による拉致被害者は世界各国に及んでおり、国際連合においては、拉致問題への言及も含む北朝鮮人権状況決議が、人権理事会では12年連続12回、国連総会では15年連続15回採択されています（令和2年1月現在）。

日本政府は、国際社会と連携しながら北朝鮮当局に対して、拉致被害者の即時帰国を含めた「日本人拉致問題」の早急な解決を強く要求しています。

2 新潟県に関する拉致被害者等の状況

(1) 新潟県に関する拉致被害者

横田めぐみさん（当時13歳）

- ・ 1977年（昭和52年）11月15日、新潟市で中学校の部活動からの帰り道に拉致。
- ・ 北朝鮮当局は、自殺により1994年（平成6年）4月に死亡したとし「遺骨」を提出したが、鑑定の結果、めぐみさんとは異なるDNAが検出された。
- ・ 北朝鮮に娘（キム・ウンギョンさん）の存在が確認。



横田めぐみさん

そ が 曾我ひとみさん (当時19歳)、 曾我ミヨシさん (当時46歳)

- ・ 1978年 (昭和53年) 8月12日、佐渡市 (旧真野町) で二人一緒に拉致。
- ・ ひとみさんは、2002年 (平成14年) 10月15日、帰国。
- ・ ミヨシさんについては、安否未確認 (北朝鮮当局は入境を否定)。



曾我ミヨシさん

はす いけ かおる 蓮池 薫さん (当時20歳)、 はす いけ ゆ き こ 蓮池祐木子さん (当時22歳)

- ・ 1978年 (昭和53年) 7月31日、柏崎市の海岸で拉致。
- ・ 2002年 (平成14年) 10月15日、帰国。

(2) 新潟県出身の特定失踪者※

みや ざわ やす お 宮澤 康男さん (当時17歳)

- ・ 1960年 (昭和35年) 9月21日、東京都内で失踪、実家は新潟県内。

ふじ た すすむ 藤田 進さん (当時17歳)

- ・ 1965年 (昭和40年) 3月26日、糸魚川市 (旧青海町) で失踪、高校生。

おお さわ たか し 大澤 孝司さん (当時27歳)

- ・ 1974年 (昭和49年) 2月24日、佐渡市 (旧新穂村) で失踪、元新潟県佐渡農地事務所職員。

ご とう ひさ じ 後藤 久二さん (当時63歳)

- ・ 1977年 (昭和52年) 10月30日、上越市で失踪、元国鉄職員。

ほし の まさ ひろ 星野 正弘さん (当時23歳)

- ・ 1979年 (昭和54年) 2月末、東京都内で失踪、実家は新潟県内。

なか むら み な こ 中村三奈子さん (当時18歳)

- ・ 1998年 (平成10年) 4月6日、長岡市で失踪、高校卒業後受験準備中。

※特定失踪者

特定失踪者とは、民間団体である特定失踪者問題調査会が、北朝鮮当局による拉致かもしれないという御家族の届出等を受けて、独自に調査対象としている失踪者のことです。
(日本政府は、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人 (事案)」として表現)。

(3) 拉致の可能性を排除できない事案に係る方々

拉致の可能性を排除できない事案として捜査・調査を行っている方々のうち、御家族の了解を得た27人の方々については、新潟県警察ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/onegai-rati2510-rati2510.html>) で公表されています。

3 拉致問題の主な動き

年 代	できごと
1970年代頃～1980年代頃	多くの日本人が不自然な形で行方不明となる。
1977年（昭和52年）11月	横田めぐみさんが、新潟市において下校途中に拉致される。
1978年（昭和53年）7月	蓮池薫さん、蓮池祐木子さんが柏崎市の海岸で拉致される。
1978年（昭和53年）8月	曾我ひとみさん、曾我ミヨシさんが佐渡市で拉致される。
1987年（昭和62年）11月	大韓航空機爆破事件が発生。その後、実行犯である北朝鮮工作員の証言で日本人女性の関わりが明らかになり、北朝鮮当局が日本人を拉致している事実が判明する。
1991年（平成3年）～	日本政府は、機会あるごとに北朝鮮当局に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮当局は頑なに否定し続けた。
1997年（平成9年）3月	「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が結成される。
2002年（平成14年）9月	第1回日朝首脳会談で、北朝鮮の金正日国防委員長自らが拉致問題を認め謝罪する。
10月	拉致被害者5人が日本に帰国する。
2004年（平成16年）5月	第2回日朝首脳会談が行われ、蓮池さん、地村さん御家族5人が日本に帰国する。
7月	曾我さん御家族がジャカルタで再会、日本に帰国する。
12月	北朝鮮当局から引き渡された横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部から、本人のものとは異なるDNAを検出し、日本政府が北朝鮮当局に強く抗議する。
2006年（平成18年）6月	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が成立する。
9月	日本政府が拉致問題対策本部を設置する。
2008年（平成20年）3月	文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」が公表される。その他の人権課題として「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が取り上げられる。
11月	「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」（47都道府県）が結成される（新潟県知事は、発起人5知事のうちの1人であった）。
2011年（平成23年）4月	閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項を新たに盛り込む。
2014年（平成26年）3月	横田さん夫妻とキム・ウンギョンさんがウランバートルで面会する。
5月	日朝政府間協議が行われ、全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を約束する。（ストックホルム合意）
2016年（平成28年）2月	1月の核実験及び2月の弾道ミサイル発射を受けた日本独自の対北朝鮮措置発表後、北朝鮮当局が全ての日本人に関する包括的調査の全面中止を一方的に宣言する。
2017年（平成29年）5月	「特定失踪者家族会」が設立する。
11月	拉致被害者家族とトランプ米国大統領が面談する。
2019年（令和元年）5月	拉致被害者家族とトランプ米国大統領が面談する。
2020年（令和2年）6月	横田めぐみさんの父、横田滋さん（元家族会代表）が死去される。

4 拉致問題の取り扱いに関する法令等

(1) 国の動向

2006年（平成18年）6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るよう努めること」が、国及び地方公共団体の責務とされました。

2008年（平成20年）3月には、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」が公表され、「個別的な人権課題」の中に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が明記されました。

その後、2011年（平成23年）に、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が新たに盛り込まれました。

(2) 本県の動向

2004年（平成16年）4月、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」（令和2年3月改定）が策定され、拉致問題は、「本県にとっても県民の人権を侵害された重大な問題である」と明確に位置付けられました。

これを受けて、県教育委員会では2014年（平成26年）5月に発行した「新潟県人権教育基本方針実践のための『教職員研修の手引き』」を作成し、拉致問題を解決すべき課題と位置付け、人権学習を推進しています。



5 主な学習資料及び国や本県の事業等について

(1) アニメ「めぐみ」

1977年（昭和52年）に中学生だった横田めぐみさんが、学校から帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の模様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメです（15分の短縮版もあります）。

2008年（平成20年）以降、全国の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校等に配付されました。また、政府・拉致問題対策本部のHP（<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html>）から動画ファイルを無料でダウンロードして活用できます。

本資料集には、アニメ「めぐみ」を活用した人権教育学習指導例が掲載されているので、参考にしてください。



(2) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール

2017年（平成29年）から、中学生及び高校生を対象として、アニメ「めぐみ」の視聴や関連書籍、学校での学習等を通じて拉致問題について知り、さらに自分自身で拉致問題についての学びや理解を深めることを目的として、政府・拉致問題対策本部が北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール（<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>）を実施しています。

(3) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日から16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」は、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（2006年（平成18年））に基づいて設定されました。2005年（平成17年）の国連総会本会議で「北朝鮮の人権状況」決議が採択された12月16日が最終日となるように期間が設けられています。啓発週間設定の趣旨を踏まえ、国や地方自治体は、様々な事業を実施しています。

※国の取組については、拉致問題対策本部のHP（<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/jinken.html>）を参照。

(4) 忘れるな拉致 県民集会

県は、新潟市、新潟日報社とともに北朝鮮に拉致された横田めぐみさんら拉致被害者の早期帰国を願い、毎年横田めぐみさんが拉致された11月15日前後に、「忘れるな拉致 県民集会」を開催しています。専門家による講演や拉致被害者家族の訴え、パネル展示等を行い、拉致問題の全面解決へ向けた強い願いを発信する場となっています。



令和元年度県民集会でのミニコンサート

(5) 巡回パネル展

北朝鮮による拉致問題や特定失踪者の問題について、広く県民から理解を深め、関心をもち続けてもらうことを目的に、県は、毎年各地でパネル展を開催しています。展示内容は、拉致問題等に関する広報パネルや写真パネルです。例えば、横田めぐみさんの父親の滋さんが撮影した家族写真、佐渡市で拉致された曾我ミヨシさんの写真、特定失踪者の大澤孝司さんや中村三奈子さんたちの写真等が展示されます。



パネル展の様子（十日町市 道の駅クロステン）

6 「日本人拉致問題」の学習における指導上の留意点

「日本人拉致問題」は、国家間にまたがる問題であるため、容易に解決できるようなものではありません。この問題を解決するためには、世界各国の理解と支持が必要になります。国際社会の理解を得るためには、幅広く国民各層が関心をもち、認識を深めていくことが不可欠です。学校教育において「日本人拉致問題」に対する理解を深める取組を推進することは、問題の解決に向けた重要な一歩といえます。

児童生徒が「日本人拉致問題」に関心をもち続け、風化しないようにするために、次の点に留意して指導を行う必要があります。

(1) 児童生徒の発達段階等を踏まえた計画的な指導

「日本人拉致問題」の学習は、教科（社会科、地理歴史科、公民科、道徳科等）や、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、集会活動、人権教育に関する講演会等での取組が考えられます。また、人権教育強調週間（12月4日～12月10日）や北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～12月16日）、11月に実施される県民集会等に合わせ、校内で一斉に行うことも考えられます。学習の際には、各学校の児童生徒の実態、各教科の学習内容等と関連付けながら、何学年のどの時期に学習するかなど、人権教育、同和教育の年間指導計画に位置付けて計画的に指導することが大切です。

(2) 被害者と被害者家族の心情の共感的な受け止め

「日本人拉致問題」の学習では、人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族等の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据える必要があります。「日本人拉致問題」は自分とは関係のないところで起きた問題であるという意識を変えていくために、アニメ「めぐみ」などの視聴覚教材の効果的活用を図り、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びを共感的に受け止められるようにすることが大切です。

(3) 新たな差別を生まないための配慮

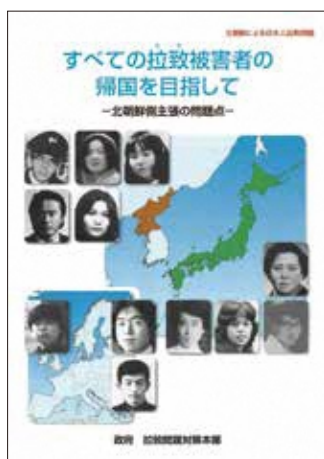
「日本人拉致問題」は、北朝鮮当局による国家的犯罪かつ重大な人権侵害であって、拉致に関与しない北朝鮮の人々や朝鮮半島に繋がりのある在日朝鮮人の人々に責任はありません。この点をしっかり踏まえる必要があります。アニメ「めぐみ」の中で、横田早紀江さんは「私たちは北朝鮮に住む一般市民の人たちを憎んだり恨んだりしているわけではありません。ただ親として、今も北朝鮮に囚われの身となっている娘を助け出したいだけなのです。」と言っています。学校に在籍する朝鮮半島に繋がりのある児童生徒に対する差別や偏見、いじめ等、「日本人拉致問題」の学習によって新たな差別を生むことがないように十分配慮することが大切です。

学習を進めるに当たって

本資料集の他に、国や本県作成の小冊子やパンフレットが役立ちます。各ホームページ（巻末参照）からダウンロードできるので、拉致問題への理解を深めるために御活用ください。



「北朝鮮による日本人拉致問題
一日も早い帰国の実現に向けて!」
政府 拉致問題対策本部



「すべての拉致被害者の帰国を目指
して—北朝鮮側主張の問題点—」
政府 拉致問題対策本部



拉致問題啓発パンフレット
令和元年度改訂版
新潟県知事政策局国際課拉致問題調整室

小学校 人権教育学習指導例

1 ねらい

アニメ「めぐみ」の視聴を通して、拉致され家族と引き離された横田めぐみさんや両親の気持ちに共感し、家族を愛する気持ちは皆、同じであることに気付かせる。

2 主題名 大切な家族

3 展開例

学習内容	指導上の留意点
1 お家の人と過ごして楽しかったことや、心配されたことについて経験を出し合う。	◇日常生活の中で、お家の人との楽しかった思い出や心配をかけてしまった経験などを出し合う。
2 アニメ「めぐみ」を視聴する。	◇アニメのあらすじや登場人物について説明してから視聴させる。
3 視聴をもとに話し合う。 ・突然、家族と離れてしまったときのめぐみさんの気持ちを考える。 ・めぐみさんが突然いなくなった両親の気持ちを考える。 ・活動する両親の気持ちを考えるとともに、通行人に冷たくされても活動を続ける両親の姿について感想を出し合う。	◇家族と離れた寂しさや、いつ会えるか分からない不安な気持ちなど多面的に捉えさせる。 ◇両親の思いだけでなく、なぜそのように思ったのか理由も考えさせる。 ◇活動が両親の強い思いで行われていることをおさえるととともに、自分の家族ならどのような行動をするか想像させながら、めぐみさんの両親の心情に共感的に受け止められるようにする。 また、「会いたい」「助けてほしい」というめぐみさんの思いにも目を向ける。
4 教師の話を聞く。	◇児童が家族との間で結ばれている深い絆について気付けるような話をする。 ◇めぐみさんの母親が「北朝鮮の一般の人たちを憎んだり恨んだりしているわけではない」という言葉を引用しながら、北朝鮮や日本で永住する外国人等への差別につながらないよう配慮する。

中学校 人権教育学習指導例

1 ねらい

アニメ「めぐみ」を視聴し、拉致がどのような権利を侵害しているかについて考えることを通して、拉致問題が解決すべき重大な人権問題であることを理解させる。

2 主題名 基本的人権と日本人拉致問題

3 展開例

学習内容	指導上の留意点
1 身近な生活の中で、生徒一人一人が保障されている権利について確認する。 *教育を受ける権利 *平等権 *表現の自由 2 アニメ「めぐみ」短縮版を視聴する。 3 横田めぐみさんが奪われた権利について考える。 ・子どもの権利条約の資料を参照しながら、各自の考えをワークシートにまとめる。 資料：子どもの権利条約ポスター https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig/pdf/CRC30icons_JPN.pdf  ・各グループ毎に意見交換し、侵害された人権について確認する。 *別々の国にいる親と会える権利 *よその国に連れ去られない権利 *被害にあった子どもを守る権利 *親と引き離されない権利 等 4 拉致問題などの人権侵害に気付いた時に自分にできることを考える ・ワークシートに記入する。 5 教師の話聞く。	◇子どもの権利条約及び日本国憲法で保障されている権利について補足する。 〈子どもの権利条約〉 *生きる権利 *育つ権利 *守られる権利 *参加する権利 〈日本国憲法〉 *自由である権利 (精神、身体、経済活動) ◇考える手掛かりとなる映像シーンを取り上げ、画像として提示する。 (例) めぐみさんが船中で過ごす場面 めぐみさんが北朝鮮で生きていることを両親が知った場面 ◇意見交換後、以下の点を学級全体に確認する。 ・県内には横田めぐみさんの他にも拉致被害者や特定失踪者が複数いること ・拉致問題が複数の権利を侵害していること ・他者の人権を侵害する行為は、決して許されるものではないこと ◇人権侵害を見過ごし、無関心になることで、人権問題が風化してしまうことの危うさに触れる。

高等学校 人権教育学習指導例

- 1 ねらい
 - ・日本人拉致問題が重大な人権侵害であるとともに、我が国だけの問題ではなく国際的な問題であることを理解させる。
 - ・様々な人権問題の解決を図っていくためには、国内外の動向にも視野を広げ、多面的な物事の見方が大切であることに気付かせる。
- 2 主題名 国際的な人権問題と日本人拉致問題
- 3 展開例

学習内容	指導上の留意点
1 世界各地で見られる人権問題について、知っているものを列挙する。	◇人権問題に関連した写真等を提示し、考えさせる。 ・迫害、難民、虐殺、人種隔離や差別、拉致等
2 日本人拉致問題について考える。 ・資料を手がかりに、どのような人権問題なのか、確認する。 ・日本人拉致問題に関する主な動きについて、資料※ ¹ を参照し、ワークシートにまとめる。 ・日本人拉致問題の解決に向けた新潟県内、日本政府及び世界各国の対応について、資料※ ² を用いて調べ、ワークシートにまとめる。	◇概要をつかむために、拉致被害者の帰国時の様子や未だ安否が確認されていない拉致被害者の写真等を活用する。 ※1 ・北朝鮮当局による「日本人拉致問題」学習資料集：新潟県教育委員会作成 ※2 ・北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国 実現に向けて：政府 拉致問題対策本部作成 ・北朝鮮による拉致問題の解決には、「県民一人ひとりの声」が何よりも強い力となります。：新潟県知事政策局国際課拉致問題調整室作成
3 日本人拉致問題の解決に向けて、自分たちにできることは何か考え、話し合う。	◇既習内容をもとに、何をすべきか、何をすべきでないかという視点を与え、グループで考えさせる。 ◇ヘイトスピーチの問題を取り上げ、日本人拉致問題を民族蔑視とつなげるべきではないことを確認する。

<小学校>

小学校で使用するワークシート(例)

年 組 番 名前

1 家族と過ごして楽しかった出来事を書いてみよう。

2 家族に心配をかけてしまったと思う出来事を書いてみよう。

3 アニメを見ての感想
①家族と離れてしまっためぐみさんはどんな気持ちだったでしょうか。

②めぐみさんがいなくなった両親はどんな気持ちになったでしょうか。

③めぐみさんの両親は、なぜ、通行人に冷たくされても、一生けんめいに活動を続けたのでしょうか。

<中学校>

中学校で使用するワークシート(例)

年 組 番 名前

1 私たち一人一人に保障されている権利にはどのようなものがあるだろうか。

2 拉致されためぐみさんが奪われてしまった権利にはどのようなものがあるだろうか。

権利名	その理由	その権利を保障した法令等
例：親と引き離されない権利	親の許可なしに、無断で国外へ連れ去られたから。	子どもの権利条約
あなたの考え		
グループメンバーの考え		

3 拉致問題等の人権侵害に気付いたとき、あなたは何かができるだろうか。

<高等学校>

高等学校で使用するワークシート(例)

年 組 番 名前

1 日本人拉致問題に関するこれまでの主な動きをまとめよう。

年代	主な出来事

2 日本人拉致問題解決に向けて様々な立場で取り組まれてきた取組内容をまとめてみよう。

	取組内容
新潟県	
日本政府	
世界各国	

3 日本人拉致問題の解決に向けて、自分たちにできることは何か、考えてみよう。

<その他>

下記アドレスから、他県の学習指導案がダウンロードできます。学習活動の参考にしてください。

○政府拉致問題対策本部HP
学習指導案集
(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/gakushusidou.html>)

拉致問題指導案

検索



<掲載内容>

- ・小学校
道徳科、総合的な学習の時間、特別活動
- ・中学校
社会科（公民的分野）、総合的な学習の時間、特別活動
- ・高等学校
公民科、総合的な探究の時間、特別活動

●政府拉致問題対策本部HP

(<https://www.rachi.go.jp/>)



- ・「政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル,HQ for the Abduction Issue,GOJ」
(<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>)
- ・「北朝鮮による日本人拉致問題一日も早い帰国実現に向けて!」
(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/keihatsu/pdf/p-jp2020.pdf>)
- ・「すべての拉致被害者の帰国をめざして ―北朝鮮側主張の問題点―」
(https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/keihatsu/mondaiten_jp.pdf)
- ・視聴覚資料アニメ「めぐみ」ダウンロード
(<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html#ja>)
- ・国際発信ビデオメッセージ「拉致問題解決を求める日本人拉致被害者御家族の声」
(https://www.rachi.go.jp/jp/message/videomessage_full.html)
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール
(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>)
- ・ブルーリボン運動
(<https://www.rachi.go.jp/jp/alljapan/index.html>)
- ・関係法令
(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/hourei.html>)

●法務省人権擁護局HP

(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>)



- ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>)

●新潟県HP 拉致問題の早期解決

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/rachi/>)



- ・HPの主な掲載内容：北朝鮮による拉致問題について、県民の皆様へ、新潟県の主な取り組み
- ・県パンフレット
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/200064.pdf>)

●北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会

(<http://www.sukuukai.jp/>)



- ・書籍情報
(<http://www.sukuukai.jp/index.php?itemid=1127>)

●警察庁ホームページ「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/security/abduct/list.html>)



●新潟県警察ホームページ「拉致の可能性を排除できない事案」

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/onegai-rati2510-rati2510.html>)



問合せ

新潟県教育委員会

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
TEL 025-285-5511(代表) FAX 025-285-8087

義務教育課人権教育班

E-mail : ngt500040@pref.niigata.lg.jp

高等学校教育課指導第2係

E-mail : ngt500050@pref.niigata.lg.jp